

アメリカにおける奴隷制度とその変遷 — 植民地奴隷法制の形成とその根拠 —

The Transition of Slavery in America: The Foundations of Colonial American Slave Law

楳 博行

はじめに

アメリカ社会に長期にわたって存在している問題に、奴隷制から由来する人種差別がある。アメリカにおける奴隷とは、誰かに束縛されている状態にある者を指す¹。それを自己の意思とは無関係に強制労働という状態に置き、動産として当該奴隷の所有を認める社会制度が、奴隷制と理解されている²。奴隷は動産として売買契約上の対象となる点において、内容的に束縛される強制労働の状態となる年季奉公とは一線を画す³。奴隷の状態に置かれていた者たちは、その大多数が西アフリカからの黒人であった。すでに18世紀末に自由主義的内容を多分に含む独立宣言とともに誕生したアメリカにおいて、アメリカ合衆国連邦憲法上で奴隷制の禁止を明言したのは、独立の後ほぼ1世紀近くを経過した1865年のことであった⁴。

それでは、アメリカにおいてどのような過程で、奴隷が上記の概念と位置づけられるに至ったのか。また、奴隷制禁止がアメリカ合衆国連邦憲法上で明文化されるに至るまで、多大な時間を費やさざるを得なかったのは何故なのか。換言すれば、上記の意味をもつアメリカ的な奴隷制度が、いかなる法制度上の根拠を得て社会に根付いたのか。また、アメリカの最高規範であるアメリカ合衆国連邦憲法であえて規制しなければならない程、奴隷制が根付いていたのは何故なのであろうか⁵。これらの疑問が発生する前

提として、アメリカ合衆国という国家が成立する以前に、その将来を決定づける何かが存在し、それは制度的に見て複雑なものであったのではないかという推定が可能となる。

そこで本稿では、以上の疑問を解決する手がかりとして、法的視点から北アメリカイギリス領植民地（以降、単に植民地またはイギリス領植民地とする）の奴隷制度の形成を追い、植民地における奴隷法制度の構造とその根拠となったものを考察しようとする。はじめに、植民地時代における奴隷制の法制度形成過程を概観するとともに、当該法制度における奴隷の位置づけの分析を試みる。次に、植民地奴隷法の根拠についての考察を、その本国法であるイギリス法の根幹を成すコモンローとの関わりを中心として行う。植民地における奴隷法制度の構造と奴隷制撤廃への法的対応に多大な時間を要したその理由の分析を、まず植民地時代に形成された法制度の根拠を考察することから着手する。

— ヴァージニア植民地への黒人の到着と キリスト教

1607年にヴァージニアにあるジェームズタウンで植民地が開かれ、ヴァージニア植民地はタバコの栽培を中心にして経済的成功をおさめていった⁶。タバコの栽培には労働力が必要なため、はじめはイギリス本国から追放された囚人や浮浪者が中心に送り込まれてきたが、タバコプランテーションが拡大するにつれて、本国か

らの労働者が増加した⁸。イギリス本国から来たのは、渡航費や生活費を持たない無賃渡航移住者 (redemptor) たちであり、彼らは渡航費に該当するだけの労働を一定の期間提供した。この契約は船主との間で締結されたが、新大陸のブローカーたちによって市場で売買される性格も有していた。契約期間は5年または7年の年限であり、彼らは年季契約の労働者として労働に従事した。また、黒人とアメリカインディアンは、無賃渡航契約ではない年季契約者か、年季契約をしない奉公人として労働に従事した⁹。年季契約が満了すると、年季契約者たちは、例えばメリーランドでは1663年までは、雇主から衣服、防止、斧、鋏、トウモロコシ (3樽)、50エーカーの土地を契約満了に伴う報酬 (freedom dues) として得た上で自営農民として独立した¹⁰。この報酬は年季契約の有無に関係なく奉公人に支払われており¹¹、雇用主は報酬の支払いが負担となるとともに、年季奉公人の独立とともに継続的な労働力の確保が困難となった。したがって、労働力確保という目的のために、生涯労働力となり、また満期に伴う報酬を支払わなくてすむ奴隷に対する需要が増加したのである。

奴隷の対象は、人種的には黒人が中心となった。何故なら、黒人奴隷は維持費の点から白人使用人より安く、終身使役できるだけに安定的でありかつ逃亡の可能性が少なかったからである。購入にはある程度の金額を要したが、結局黒人奴隷の方が、終身使役という点から安価で安定的であったからである¹²。アメリカインディアンは種族社会を既に構成しており、彼らを奴隷とすれば種族の反抗がみられ、また人口密度も少なくその社会では農耕も発達していなかったため、彼らの奴隷化は困難だった¹³。ヴァージニア植民地では、1619年に初めてオランダのフリゲート艦がジェームズタウンに20人のアフリカ生まれの黒人を連れてきて以来、黒人は年季奉公人であったが、年季が満了しても奉公人とどめることが慣習化し、労働力供給制度が年季制から終身制へ移行していったのであった¹⁴。

奴隷を規定する法制度が成立する以前の17世

紀初頭の植民地では、キリスト教徒であるかどうか、人の処遇を決定した。アフリカから連れてこられた黒人は、肌の黒さからではなく、異教徒であるが故に、危険でかつ不正であると考えられていた¹⁵。

1624年にヴァージニア植民地裁判所は、ジョン・フィリップ (John Philip) という名の黒人を証人として、白人が関係する事件で証言させている¹⁶。白人が関係する事件での黒人の証言は、その後は禁止されることになるが、この事件では証言が認められたのであった。彼は植民地に来る前にイングランドで洗礼を受け、キリスト教徒となって12年経過しており、キリスト教徒という要素が証言を許される理由となったのである¹⁷。

ヴァージニア植民地では、キリスト教徒であるということは、女性の奴隷に産ませた自分の子を自由にする方策でもあった¹⁸。例えば、ジョン・グラウィール (John Graweere) の事例がある。彼は、ウィリアム・エヴァンズ (William Evans) の黒人奉公人であったが、主人のエヴァンズは、彼が暇なときに豚を飼うことを認め、そこからの利益をエヴァンズと折半することにしていった。グラウィールはその利益で、ロバート・シェパード (Robert Sheppard) の所有する女性奴隷に産ませた自分の息子を買取りたいと望んだ。当時は奴隷の母親から出生した子供は、母親の所有者の所有に帰するものであった。そこでグラウィールは、息子の奴隷化を阻止するために、彼の主人であるエヴァンズの許可を得て、豚の飼育で得た金で女性奴隷の所有者であるシェパードから息子を購入したのであった。奉公人が奴隷の子供を所有するには、裁判所の許可が必要であったので、グラウィールはヴァージニア植民地裁判所に、自分の息子を買取るとともに彼をイングランド教会で学習と礼拝をさせ、キリスト教徒として育てることの許可を求めた。裁判所はグラウィールの申立てを認め、彼の息子を彼の下で、キリスト教の信仰生活の中で育てることを命じたのである¹⁹。

その後ヴァージニア植民地ではタバコ生産の飛躍的な伸張が見られ、著しいプランテーション

ン労働力の不足に陥り、それに伴って飛躍的に黒人奴隷の数が増加した²⁰。1649年のヴァージニアの黒人奴隷は人口の2%である約200人、1670年にも人口の5%にあたる約2,000人にすぎなかったが、1700年には28%強にあたる約20,000人、1715年には24%にあたる約23,000人、1754年には40%にあたる約116,000人、そして1770年には42%にあたる約187,000人と激増している²¹。

二 植民地における奴隷法制化

それでは、タバコ生産の増加に伴う労働力の需要拡大という現象の下で、黒人奴隷が洗礼を受けてキリスト教徒になれば奴隷の身分を脱することを許容する制度は、継続しつづけたのであろうか。人種よりも宗教に奴隷としての地位を決定する要件を求めたヴァージニア植民地初期の考えは、以下に見るように、奴隷制を法制化するにつれて消滅していった。ヴァージニア植民地とは対照的に、メリーランド植民地は1638年法で、奴隷を除くキリスト教徒はイギリス本国人と同じ権利を有すると規定した²²。奴隷制導入当初からキリスト教徒という地位が奴隷身分からの解放の要件とはせず、キリスト教と奴隷身分を相互に独立した別個のものとして扱ったのである。さらに、サウスキャロライナ植民地においても、すべてのサウスキャロライナの自由人は、黒人奴隷が如何なる教育と宗教を持つとも、彼らに対して絶対的な権限を持つと規定する1669年法が制定され²³、宗教と奴隷身分の分離が行われている。ところで、タバコプランテーションの発展に伴う労働力不足に直面したヴァージニア植民地での、キリスト教と奴隷身分の分離を含めた、奴隷法制化へ向けての流れは、概ね次のように進行した。

まず1642年には、植民地における役割が異なるとしてイギリスから来た女性とアフリカから来た女性の間法的な区別を認める法²⁴が、さらに1655年にはアメリカインディアンと黒人を法的に区分する法²⁵が成立し、黒人を他人種と区分して位置づける法制化が開始された。このヴァージニア植民地では、黒人奴隷の身分制度

が確立していくのは、とりわけ1660年から70年にかけてであった。まず1660年には、イギリス人年季奉公人が黒人と逃亡することを禁じ、共に逃亡した黒人が奴隷の場合には、イギリス人年季奉公人が黒人の逃亡した期間働くことを義務付けた法が成立した²⁶。翌年の1661年には、イギリス人年季奉公人が黒人奴隷と逃亡し、奴隷が死亡するもしくは拘束されなかった場合には、罰金又は追加期間働くことを命じた法²⁷と、年季奉公人と奴隷との間の取引を禁じた法²⁸がそれぞれ制定された。1662年には、奴隷の母から生まれた子は、父の法的地位にかかわらず、出生時において奴隷とする法²⁹が制定され、奴隷に関しては母系主義が採用されることとなった。1663年には、奴隷が許可なく移動することを禁ずる法³⁰が成立し、奴隷のプランテーションへの固定化がなされ、さらに1667年法では、ヴァージニア植民地で生まれた奴隷はキリスト教の洗礼を受けたとしても自由になれない旨が規定され³¹、キリスト教と奴隷制の完全分離がなされた。翌年の1668年法では、奴隷ではない自由黒人女性の納税義務が規定され³²、自由黒人女性が農場労働で植民地に貢献することと、イギリス人女性との扱いが異なる旨が示された。

1670年頃から1700年にかけて、奴隷の逃亡と反乱を防止する目的の法制度が進行した。まず1669年法は、奴隷所有者に奴隷に体罰を加えることを認め、さらに奴隷が抵抗をして過度の体罰が加えられ死に至ったとしても奴隷所有者は刑事上免責されることが規定された³³。この奴隷に対する身体的抑圧は一層強化され、1672年法は奴隷の暴動を防止する目的で、逃亡奴隷が逮捕されることに抵抗した場合には、傷つけることや殺すことを合法とした³⁴。また、1680年には、奴隷を含めいかなる黒人も、火器や剣などの武器の所有を禁じた法が制定されるに至っている³⁵。1682年には、奴隷の反乱を防止する目的で、奴隷所有者が命じない限り、4時間以上プランテーション内で奴隷が集合することを禁ずる法³⁶が成立し、1691年法では奴隷を解放した所有者は6ヶ月以内にヴァージニア植民地外に出さなければならない旨を定め³⁷、初めて奴隷解放にか

かる規制を行った。1705年には、後に動産として改正されることになるが、奴隷を不動産として位置づける法³⁸が制定され、奴隷の人格を完全に消滅させる結果をもたらした。

以上の奴隷法制度化の流れから、社会的差別と人種意識が反映され、自由黒人であっても植民地の制定法で人種的に黒人は奴隷として法的に位置づけられ³⁹、奴隷法 (Slave Code) が徐々に形成されてきたことが理解できる。ヴァージニア植民地ではその後、1723年、1748年と奴隷に関する法整備が継続し⁴⁰、奴隷規制を強化する傾向にあり、また他の植民地においても奴隷法の整備が進んでいった⁴¹。

ヴァージニア植民地をはじめとする各々の植民地で出された奴隷法には、いくつかの特徴があった。まず第1に、奴隷を年期限定した強制労働 (servitude) やその他の拘束される身分と区別して、終身の状態として定義した。第2に、奴隷の身分は奴隷の母から受け継がれるものとされた⁴²。そして第3に、奴隷法で規制される対象は、ある一定の人種に限定されたのである。すなわち、売買された黒人、黒人と白人の混血児、アメリカンディアン、アメリカンディアンの混血児に限定された。人身の自由を求める訴訟では、自由身分の女性から出生したことを証明する挙証責任は黒人たちの側にあり、これが証明されない限り奴隷であるとみなされた⁴³。また、キリスト教徒であることが奴隷から解放しない旨も規定されていた。というのは、植民地のプランターの間で広範に広がった危惧に、洗礼を受けさせることが奴隷の自由化を助長するのではないかというものがあり、これに対応するため奴隷所有者に当該行為を禁ずる規定が必要となった経緯があったからである⁴⁴。最後の特徴は、奴隷を人ではなく物として法的に位置づけたことである。特に南部では、奴隷は遺言や差押えの対象であり、さらには課税対象ともなっている⁴⁵。例えばサウスカロライナの1696年法では、イギリス本国の中世で農奴が領主にではなく荘園に隷属したように、奴隷は特定の不動産に従属する動産と不動産の複合体として位置づけられた。またヴァージニアでは

1705年法で奴隷を不動産としたものの、1727年法では遺産分割における奴隷の強制売却を止めるために、不動産に付帯する動産として法概念を変容させていったのである⁴⁶。南部の植民地では18世紀の中頃までに、奴隷の法概念は動産としてみなされるように至っており⁴⁷、奴隷を動産として扱うことはある程度共通した植民地での奴隷の法概念といえるものであった。

ところで、ヴァージニア植民地奴隷法では黒人以外の有色人種の扱いはいかなるものであったのか。同法ではアメリカンディアンの記述が見える。ヴァージニアの1655年法は、アメリカンディアンの子供が質として持ち込まれた場合には、子供を成長させるにふさわしいキリスト教の信仰、市民として生きること、そして生活に必要な手に職をつけるための知識を与える受入者を、両親が選択できることになっていた⁴⁸。また1661年法では、アメリカンディアンの奴隷はイギリス人の奴隷と同じ労働期間でなければならないと規定されていた⁴⁹。

さらに1670年法では、自由黒人とアメリカンディアンはキリスト教徒を奴隷として購入することを禁じる⁵⁰とともに、アフリカから輸入された黒人を終身労働の状態に置く目的でアメリカンディアンと黒人は相違している旨の立法⁵¹が行われた。1676年には、ヴァージニア植民地との間の抗争で捕虜となったアメリカンディアンを奴隷とする法⁵²制定がなされた。これは戦争捕虜の奴隷化であり、黒人に対して見られるような生来的な奴隷としての位置づけではなかった。ヴァージニア植民地では、初期の段階においては、アメリカンディアンをただちに奴隷と法的に位置づけるのではなく、黒人との対照の中で差別的な地位に置いたわけである。しかし、1691年にヴァージニア植民地はアメリカンディアンと白人の婚姻を禁止する法を制定した⁵³。この法は、白人と黒人および黒人との混血の婚姻をも禁止しており、これの成立により、黒人とアメリカンディアンとの間の法的扱いが本質的に同一のものとなった。

ところで、特にサウスキャロライナではアメリカンディアン奴隷の数が多く見られてい

る。1708年の調査によると、サウスキャロライナ植民地の人口比は、3,960人の自由身分の白人、120人の白人年季奉公人、4,100人の黒人奴隷、1,400人のアメリカインディアン奴隷がいたとされている⁵⁴。黒人と比較すれば、アメリカインディアンは少数であるとはいえ、現実に奴隷であった者が存在したことを示しており、アメリカにおける奴隷制度が黒人のみを対象としたものではなかったことが理解できる。

ヴァージニア植民地と同様に、他の植民地においても奴隷法の制定が進んだ。各植民地でその速度は異なるが、キャロライナ地域は大々的に奴隷制の整備が進行したが、メリーランド植民地ではゆっくりと発展していった⁵⁵。プランテーションとむすびつかなかったアメリカ北部の植民地では、奴隷制は発達しなかった。自然条件に比較的恵まれない北部は、奴隷労働による収益は乏しく、黒人奴隷は家内奴隷か作男かに使われたにすぎず、南部がプランテーション植民地であったのに対して、居住植民地であった⁵⁶。このように、各植民地の産業構造的事情に応じて奴隷制の法整備化は異なっていた。

三 植民地における奴隷法制化の意図

既に見たように、ヴァージニア植民地の1672年法、1680年法、そして1682年法に現れているように、植民地時代の奴隷法の成立意図には、主として黒人暴動のような社会不安の防止があった。1723年のボストンでは、黒人による放火の恐怖から、火事の現場で捕らえられた黒人は全て処罰の対象とする条例が定められた。1718年にロードアイランドのサウスキングストンでは、自由黒人の家で奴隷が見つかった場合には、奴隷のみならずその家の自由黒人も鞭打ちの刑に処せられることが条例の中に定められた⁵⁷。このようなニューイングランドの例と比べると、南部の奴隷法はさらに過酷であった。例えばノースカロライナの1715年法では、白人が奴隷と直接売買することや、黒人と白人との間の婚姻が禁止された。さらに、奴隷が礼拝を目的として家を建てることを禁止し、違反した場

合には奴隷所有者は罰金に処せられる旨も規定されていた⁵⁸。植民地初期のマサチューセッツでは、家事奴隷を家族という単位の構成員ととらえ、家庭による支配をうけると考えられており⁵⁹、その意味ではヴァージニアと比べて黒人を物として扱う傾向は少なかったかもしれない。ニューイングランドの奴隷法は南部よりも穏やかとはいえようが、1705年以降のニューヨークでは、奴隷がアルバニーから単独で40マイル移動していれば死刑となっており⁶⁰、奴隷の扱いにおいては過酷を極めたことは疑うべくもない。

植民地における奴隷法は、奴隷制の運営を目的として制定され、その中心には奴隷と自由人との分離と奴隷をどの様に拘束するかがあり、奴隷の反乱から白人の安全を確保する警察目的をもった法であった。そして、白人への安全の確保という点に関する各植民地の捉え方の違いが、自ずとその後のそれぞれの植民地奴隷法の内容に変化を生じせしめることになる。

独立革命に至ると、ニューイングランドと南部の植民地の間で、奴隷の法的扱いについて大きな差が発生することになる。マサチューセッツは1780年の新しい州憲法の中に、ヴァージニアの権利章典と独立宣言から引用した「全ての人間は生まれながらにして自由で平等であり、一定の自然かつ本質的で、譲渡不能な権利を有する。」⁶¹という人権宣言の一節を規定し、普遍的な人権の存在を認めていた。この黒人を始めとする有色人種の自由平等を含んだ州憲法で、法制度上の奴隷制廃止が宣言されたのであった。また、1781年から83年にかけて判決された、3つの一連のThe Quock Walker Trialsと呼ばれる事件で、州裁判所が州憲法の解釈を行い、マサチューセッツ州における奴隷制の司法上の廃止が確認されたのである。

この事件は1781年に、当時28歳であったウォーカー (Walker) が、所有者であった農夫のナサニエル・ジェニソン (Jennison) のもとから逃亡したことから発生した。ジェニソンは、近所に住むジョン・コールドウェル (Caldwell) がウォーカーに隠れ場所と仕事を提供し、また彼の逃亡をそそのかしたという理由で、コールド

ドウェルを相手どって1,000ポンドの損害賠償を請求する訴えを提起した⁶²。これが第1の事件ともいえるJennison v. Caldwellである。ウォーカーがジェニソンに対し、逃亡の10日後に彼を探しに来たジェニソンから強迫と暴行（assault and battery）を受けたという理由で損害賠償請求の訴えを起こしたのが⁶³、第2の事件であるWalker v. Jennisonであった。

両訴ともウスター郡裁判所（Worcester County Court for Common Pleas）に係属した。Jennison v. Caldwellでは、ジェニソンが勝訴し損害賠償として25ポンドを得た⁶⁴。Walker v. Jennisonでは、ウォーカー代理人のリンカーン（Lincoln）が道徳的に奴隷制は許されるものではない旨の主張を行ったが、裁判所はウォーカーを奴隷ではないと認定し、さらに50ポンドの損害賠償を認めた⁶⁵。どちらの事件も上訴されたが、マサチューセッツ州上訴裁判所（Massachusetts Supreme Judicial Court）は1781年に、Walker v. Jennison事件について、ジェニソンの代理人が原審記録を上訴審裁判所に提出しなかったという理由で、ジェニソン敗訴の判決を下した⁶⁶。Jennison v. Caldwell事件の上訴審では、ウォーカー代理人のリンカーンが奴隷制は神の法（the law of God）とマサチューセッツ州憲法の人権宣言条項に反するものであると主張し、原審判決と同じくウォーカーは自由黒人であると判断されたのであった⁶⁷。

この事件の第3番目の裁判は、ジェニソンの脅迫と暴行（assault and battery）の行為についての刑事事件であり、1783年に彼は有罪と認められ40シリングの罰金が課される評決が出された。この評決の前に行われた陪審に対する説示の中で、カッシング首席裁判官（Chief Justice William Cushing）は、キリスト教徒がアフリカ人たちに永続的な強制労働を行わせ続け、そして彼らを売買し、馬や牛と同じように扱う行為への批判を行い、奴隷制が州憲法と相容れないと判断したのであった⁶⁸。

The Quock Walker Trialsは、各植民地奴隷法の奴隷に対する処置の過酷さの相違、すなわちその根底に存在する奴隷の反乱に対する恐怖心の

違いが、イギリスからの独立直後に加速的に州の方向性を決定したことを示す例といえる。またこの事件が示すものは、自明のことながらアメリカは各々の植民地が独自の発展を遂げ、独立後に州となったとしても植民地時代の法制度が州の政策の方向性に深く影響を与えていたということである。独立直後の旧南部植民地各州では、まず1793年にジョージア州が西インド諸島からの奴隷の輸入を禁止し、奴隷ではない自由黒人が州内に入る場合には善行を行っているとの証拠を提示することを求めた⁶⁹。1795年にノースキャロライナ州では西インド諸島からの移民が15歳以上の奴隷または有色人種を持ち込むことを禁止され⁷⁰、サウスキャロライナ州では1794年に国外からの奴隷と自由黒人の入国が禁止された⁷¹。これらの奴隷移入禁止に関する立法は、ハイチにおける奴隷革命への対応策として奴隷と有色人種の移入を禁じたものである。南部諸州の奴隷反乱に対する極めて厳格に臨む姿勢が見て取れ、上記のニューイングランドのマサチューセッツ州とは違う動きと、植民地が各々独自に培ってきた法基盤による影響が色濃く残っているのが理解できる。

四 植民地奴隷法制的根拠の不在

以上概観してきたように、奴隷制は植民地において慣習化し、そして個別に植民地法上の根拠を与えられてきた。これらの植民地法の法的特徴は、奴隷の地位を規制的に維持する目的を持つものであり、動産の類型の中に奴隷を含むものであるものの、決してその類型を扱う財産法にある典型的性質を有するものではなかった。奴隷のこの特殊な法的位置づけは、如何なる根拠を基に行われたのであろうか。奴隷法制度は植民地時代に形成されており、その法制度の根拠に本国法であるイギリス法のどこに求めることができるのであろうか。

イギリス本国では、中世の荘園に見られた農奴制があり、これは実際上廃止されていたが、コモンロー上ではその概念は存続していた⁷²。しかし、奴隷制自体が農奴制の継続であるとは理

解されてはいなかった⁷³。農奴制と奴隷制が異なることは奴隷制を支持する者たちの見解でもあった。後年の判決で、奴隷制を支持するノースキャロライナ州裁判所の裁判官が、コモンローの保護範囲内にある農奴と奴隷は別個のものであり、アメリカにおける奴隷は卑しむべきもので憲法の主体とはならない⁷⁴、と述べていることから明らかであった。コモンローは、領主が持つ農奴の殺害や傷害を負わせる権利を制限し、農奴が家族を作りそれを維持する権利とともに信仰の権利を持つことを認めていた⁷⁵。イギリスにおけるコモンロー上の実際から考慮すると、農奴制と植民地における奴隷制は別個のものであったと考えられる。尚、アメリカで形成されたコモンローの下で奴隷が保護されるかどうか、アメリカにおいて上訴審で判断されるに至るのは独立後の18世紀末のことであった⁷⁶。

奴隷を動産として位置づける植民法は、財産法に新しい動産概念を加えることになる。しかし、当時のイギリスにおいては、人が動産と位置づけられることはなかった⁷⁷。コモンローは、黒人を他の人種と異なる取り扱いをしておらず、いかなる者も他者の動産となることはない旨を示していた⁷⁸。さらに英国議会も、17世紀から18世紀にかけて奴隷に関する法律を何ら制定した形跡はない⁷⁹。

黒人および動産という文言がコモンローの中に現れているということは、コモンローが奴隷制と関連性のないものであれ、奴隷もしくは奴隷制自体が当時のイギリス本国で認識されていたという証拠となる。ただし、これはあくまで奴隷制度が存在していることへの認識のみであり、イギリス本国の黒人のコモンロー上の法的地位は全く不明確な状態であった⁸⁰。

ところで、当時のイギリス本国の枢密院は、1664年に黒人を植民地の最も有用なプランテーションの為の道具であり永続的な使用人であると述べている⁸¹。また枢密院は、1677年に奴隷貿易がイギリス船籍の船とイギリス人乗組員によって行われるため、航海法 (Navigation Acts) における奴隷は商品とみなす決定を行っている

⁸²。この決定は黒人を商品とするものの、その数量の確認や関税を課すことがなかったため、当該決定による法的利益の発生がなく⁸³、法制度上意味をなさないものであった。

それでは、コモンローを中心に構成されるイギリス本国法が、自国の植民地であるアメリカ植民地で実施されている奴隷制に対し、ある種無関心でいられた理由は何か。コモンロー裁判所は、荘園領主やギルド・町・大学といった部分社会が従来有していた特権の無効化を、訴訟を通じて継続的に行なっていた⁸⁴。というのは、コモンローは地域が限定された法域、もしくは部分社会の持つ排他的専属管轄権を認めない方向に進行しつつあったからである⁸⁵。17世紀のイギリス人の植民は、王権の下ではなく、王からの勅任特許状 (royal charter) で設立された、貴族企業家たちが独占する会社により行われていた⁸⁶。特許状にはコモンローとエクイティの遵守が記載されているものの権利は不明確で、植民者たちはイギリス本国人と完全に同等なコモンロー上の地位を求めていた⁸⁷。植民地における本国法遵守とは裏腹にコモンローの完全な権利すら保障されていなかったのである。イギリス本国のコモンローが植民地における奴隷制を限定地域の管轄内における慣習と位置づけ、ギルド・町・大学と異なり植民地に何ら奴隷制にかかる特権が存在していなかったならば、植民地の奴隷制実行に介入することもなく、また無関心でいられた理由の説明になろう。

かように考えれば、慣習に奴隷制の根拠を求めることはできないであろうか。法として成立可能な形式は、商慣習と国際慣習に求められる。1677年の段階で枢密院は黒人が商品となる旨を述べているが、まさに当時のイギリス本国では黒人が売買の対象となっており、公的に追認したことが推定できる。17世紀初頭のイギリス本国には、法的地位は不明であったものの黒人がおり、さらに植民地における黒人奴隷の数が増加していたことが一般的に認識されていたことが確認されている⁸⁸。具体的には、本国の清教徒の指導者たちがプロビデンス植民地に黒人奴隷を送り、植民地の清教徒たちが本国にさら

なる奴隷の増加を要求し⁸⁸、また、イギリスやアイルランドの貧困層が奴隷の様に働くことを拒否し、黒人を植民地に送るよう抗議行動を起こしている例がある⁸⁹。したがって、商慣習を構成するだけの奴隷の移動及び売買事例が一般に認識されたということから、慣習の存在はある程度は認められるのである。

コモンローが限定された地域のみ適用される法の存在を否定する傾向にあったことは既に見たが、16世紀から17世紀にかけてコモンローが商法や国際取引の分野に適用範囲を広げつつあった。16世紀後半からは、コモンローの引受訴訟 (assumpsit) の手続で商取引上の問題が処理されるようになっていった⁹¹。

植民地における奴隷制は、西インド諸島のバルバドスから移住したプランターによって、サウスキャロライナ地域に移植された経緯からも理解できるように、植民地における経済活動は大西洋を媒介としたヨーロッパおよび西アフリカへの広がりを見せていた⁹²。後年になって、西インド諸島サントドミニクでの奴隷革命によってハイチが建国されたことにより、奴隷法を定める各州は、フランス人が奴隷とともに州内に入ることを禁止し、さらに反乱が起こされるのを憂慮したフランス領植民地から追放された自由黒人が州内に入ることを拒絶している⁹³。これらはまさに、西インド諸島との経済活動が密接であったことをよく示している。かような商取引の活動範囲の拡大にもかかわらず、コモンローは明らかに奴隷制を説明するに足るものを示すことはなかった。奴隷が商取引を媒介に売買されていた慣習の存在にもかかわらず、コモンロー自体が奴隷制の法的根拠を与えていないために、商慣習を法化し奴隷制の根拠とすることはできないのである⁹⁴。

当時の北アメリカはイギリスのみならず、スペイン、フランス、オランダにより植民が行われており、植民地時代のアメリカ史はヨーロッパ国際政治史の北米大陸版という性格をもっていた⁹⁵。イギリスを除く国家は、ローマ法の影響を受ける大陸法圏に属するもので、これらの国家の植民地における奴隷制はこの法体系に根拠

を置いていた⁹⁶。奴隷と自由人の混血の子の法的地位を母系によって決定するルールは、ローマ法特有のものであり、コモンローは父系主義を採用していた。前述した1662年のヴァージニア植民地法は母系主義を初めて採用し、母親が奴隷の場合にはその子も奴隷とされた。西インド諸島との経済的交流によりスペイン法の、そして現在のニューヨーク市、ルイジアナ州をそれぞれ法域としたオランダ法とフランス法の存在についての認識は、当時のイギリス植民地において存在したはずである。しかし、イギリス植民地がイギリス本国法以外の他国植民地法を導入した形跡は存在せず、体系的な奴隷法ではなく各々の限定された地域の多数の判例や制定法の形式で移入している⁹⁷。ローマ法が、法体系の異なるイギリス本国法の支配下にあるイギリス領の植民地に、直接影響を与えたとは考え難いのである⁹⁸。まさに、植民地における奴隷法制は、実際に奴隷の輸入と使用の経験を積み重ねる実践と慣習から始まり、当時のイギリス本国の国政の中心であった枢密院の政策に沿いながら、それに対して実定法上の根拠を与えるために、植民地において独自に制定法化したといえよう。

おわりに

植民地が成立した初期の段階では、植民地の法によれば、黒人は人種的相違ではなく、キリスト教以外の異教徒が故に法的保護の対象外とされていた。植民地においては、時代の経過とともに奴隷に関する法制度が整備され、徐々に同一の信仰による同一の権利という図式が、人種による区別の図式へと法的変遷を辿っていった。ヴァージニア植民地を例にとると、人種による法的区別が整備されると、それが自明のこととして更なる先鋭化した区別へと向かい、奴隷を所有権設定の対象として位置づける法整備が進行した。

各植民地の奴隷法の意図は、奴隷を管理しそれから収益をあげつつ、その反乱を防止する禁止側面のみ警察的意味を持つものであった。

それは奴隷を動産として位置づけて売買の対象とするものの、奴隷身分の固定化と禁止措置の強化という目的の一環としたものであり、商取引および財産法的意味を有さないものであった。コモンローが奴隷の法的地位を決定しなかったという点において、植民地における奴隷法制はイギリス本国法の法体系による根拠づけが行われていなかった。イギリス本国政府は、枢密院の決定でも明らかなように、国内法で関知しなかった奴隷制を、植民地に対しては阻止することなく逆に奨励していた。この意味で、植民地はイギリス領であってもイギリス本国法の影響を受けるものではなかったといえる⁹⁹。イギリス枢密院の植民地に対する積極的な奴隷政策は、植民地において受容され、ついには各植民地での奴隷法の制定によって正当化が図られることになった。

植民地時代では、奴隷を巡る問題についてはコモンローによる正当化はなされていない。後年のメリーランド州裁判所判決の中で、本国の政策がコモンローとしてアメリカに受け入れられたとあるが¹⁰⁰、これはあくまでも、イギリス本国のコモンローが継受されアメリカにおいて根付いたのではなく、当時のイギリス本国の政策と植民地運営の実際との利害が一致したにすぎないのである。この意味で、奴隷法という側面については、アメリカ植民地社会において独自にコモンローが形成されたと表現できよう¹⁰¹。奴隷法制はあくまでも植民地社会の独自性の一環であった。母法がありそれを承継した法体系の接木でないがゆえに、法的観点からもアメリカ社会に独自に深く浸透して根付き、そのため制度改正が極めて困難となったといえよう。

1 See, e.g., *Hodges v. U.S.*, 203 U.S. 1, 17 (1906).
 2 See, e.g., *Plessy v. Ferguson*, 163 U.S. 537, 542 (1896).
 3 See, e.g., *Hodges*, *supra* note 1, at 17. 奴隷である slave に対して、苦役を表す *servitude* は、主人に対し自発的または強制的な服従を指すものとされている。尚、各植民地法における奴隷の動産としての扱いについては、See, e.g., William Goodell, AMERICAN SLAVE CODE IN THEORY AND PRACTICE; ITS DISTINCTIVE FEATURES SHOWN BY ITS STATUTES, JUDICIAL DECISIONS & ILLUSTRATIVE

FACTS, 23-25 (1853) (PDF Printed Hein Online).

4 アメリカ合衆国連邦憲法修正13条は南北戦争後に制定され、第1項において「奴隷もしくはその意思に反する苦役は、当事者が適法に有罪判決を受けた犯罪に対する処罰の場合を除いて、合衆国またはその権限が及ぶいかなる場所においても存在してはならない」と規定し奴隷制を禁止する (U.S. Const. Amend. 13).
 5 連邦憲法修正13条が成立の後の1930年代においてですら、ミシシッピ州最高裁判所では、黒人被告に3日間にわたる鞭打ちの拷問で自白を得た行為が問題とはされなかった事例 (*Brown v. Mississippi*, 297 U.S. 278 (1936).) などがあり、南部諸州の州裁判所においては、黒人に対して人種偏見ともいえるべき判決が出されていた。例えば、1920年代の殺人罪で裁かれた黒人被告に、法廷外の白人による集団示威行動が影響して死刑判決が出された事例がある (*Moore v. Dempsey*, 261 U.S. 86 (1923).).
 6 See, e.g., Harold G. Wren, *Law and Politics in Colonial Virginia, 12-Fall Experience* 37, 38 (2001).
 7 プランテーション (plantation) という語は、はじめは一般的に植民地を指すコロニー (colony) と厳密に区別されず、漠然と植民地の意味であったが、タバコ栽培が企業として発展しはじめると、家族労働に依存する自営農場と区別して、大規模に商品農作物を栽培する栽植企業の意味に限定されてきた。菊池謙一「アメリカの黒人奴隷制度と南北戦争」6頁(1954)参照。
 8 猿谷要「歴史物語アフリカ系アメリカ人」24-25頁。
 9 Lawrence M. Friedman, *HISTORY OF AMERICAN LAW*, 82 (1985).
 10 後になってそれは減額されて、衣服、食料、いくばくかの金銭に減らされている。 *id.* at 83.
 11 *Id.*
 12 前掲菊池10 - 11頁。
 13 前掲菊池7頁。
 14 Benjamin Quarles 著、明石紀雄・岩本裕子・落合明子訳「アメリカ黒人の歴史」37-38頁(1994).
 15 Paul Finkelman, *The Crime of Color*, 67 Tul. L. Rev. 2063, 2072 (1993).
 16 *Id.*
 17 *Id.* 尚、この考えは、後に奴隷が存在しない場所においても存続した。例えば、*Respublica v. Mulatto Bob*, 4 U.S. (4 Dall) 145 (1795). で、ペンシルバニア州裁判所が、奴隷が証言できない理由として、奴隷が信仰する宗教の知識がないことを挙げていることに見られる。 (*id.* at 145 n.1).
 18 Finkelman, *supra* note 15, at 2073.
 19 *Id.* at 2073-74.

- 20 小山起功「黒人史講義」186頁(2005)。
- 21 例えば、前掲菊池10頁。
- 22 Jonathan L. Alpert, *The Origin of Slavery in the United States - The Maryland Precedent*, 14 Am. J. L. Hist. 189-90 (1970).
- 23 Jonathan A. Bush, *Free to Enslave: The Foundations of Colonial American Slave Law*, 5 Yale J. L. & Human., 417, 421 (1993).
- 24 *Hening, ed., Statutes at Large*, vol. 1 at 242.
- 25 *Id.* at 361.
- 26 *Hening, ed., Statutes at Large*, vol.2 at 26.
- 27 *Id.* at 116-17.
- 28 *Id.* at 118-19.
- 29 *Id.* at 170.
- 30 *Id.* at 195.
- 31 *Id.* at 260.
- 32 *Id.* at 267.
- 33 *Id.* at 270
- 34 *Id.* at 299-300.
- 35 *Id.* at 481-82.
- 36 *Id.* at 492-93.
- 37 *Hening, ed., Statutes at Large*, vol.3 at 86-88.
- 38 *Id.* at 333-35. 尚、ほとんどの植民地が採用する、奴隷を動産とする法改正が行われるようになった。see, Goodell, *supra* note 3, at 24-25.
- 39 Winthrop D. Jordan, WHITE OVER BLACK: AMERICAN ATTITUDES TOWARD THE NEGRO 1550-1812, 91-98 (1968).
- 40 植民地で奴隷制が合法化されたのは、マサチューセッツの1641年をはじめとして1749年のジョージアまで続いている。前掲猿谷29頁。尚、ジョージアでは1732年の植民地設立の際に奴隷制を排除しようとする動きが存在したが、植民者によってこの動きは封じ込まれ、サウスキャロライナで1740年に成立した奴隷法を採用し、これを奴隷に関わる基本法としている。William M. Wiecek, *The Statutory Law and Race in the Thirteen Mainland Colonies of British America*, 34 William & Mary Q. 258, 260-61 (1977).
- 41 *Id.* at 262 n.2 .
- 42 *Id.* at 262-63.
- 43 *Id.* at 263.
- 44 *Id.* at 264.
- 45 Friedman, *supra* note 9, at 86.
- 46 *Id.*
- 47 Wiecek, *supra* note 40, at 264.
- 48 *Hening, ed., Statutes at Large*, vol.1 at 396.
- 49 *Hening, ed., Statutes at Large*, vol.2 at 143.
- 50 *Id.* at 280-81.
- 51 *Id.* at 283.
- 52 *Id.* at 346.
- 53 *Hening, ed., Statutes at Large*, vol.3 at 87. 黒人とアメリカインディアンを一つの人種として扱う法が、1982年に成立していた (*Hening, ed., Statutes at Large*, vol.2 at 491-91.)。1691年法は異なる人種にも関わらず、人種の差別的取扱いを黒人とアメリカインディアンの間で明確に同一化する効果を生させた。
- 54 Thomas D. Morris, SOUTHERN SLAVERY AND THE LAW 1619-1860, 20 (1996).それぞれの植民地におけるアメリカインディアンの法的扱いは、本質的には黒人と同様であるが、詳細については異なっている。これについての詳細は、see, Almon W. Lauber, INDIAN SLAVERY IN COLONIAL TIMES WITHIN THE PRESENT LIMITS OF THE UNITED STATES, 250-282 (1913) .
- 55 Paul Johnson著、別宮貞徳訳「アメリカ人の歴史 I」120-122頁(2001年)。
- 56 前掲菊池19-20頁。
- 57 Friedman, *supra* note 9, at 88 - 89.
- 58 *Id.* at 87.
- 59 George L. Haskins, LAW AND AUTHORITY IN EARLY MASSACHUSETTS, 81 (1960).
- 60 Friedman, *supra* note 9, at 89.
- 61 MASS. CONST. Art.1 (1780), *reprinted* in MASS. GEN. STATS. 15 (1860).
- 62 *Jennison v. Caldwell* (1781), Records of the Supreme Judicial Court, case no. 153693, County Court House, Suffolk County, Boston, Mass.
- 63 *Walker v. Jennison* (1781), Records of the Supreme Judicial Court, case no. 153101, County Court House, Suffolk County, Boston, Mass.
- 64 *Jennison, supra* note 62.
- 65 *Walker, supra* note 63.
- 66 *Id.*
- 67 *Jennison, supra* note 62.
- 68 *Id.*
- 69 Act of Dec. 19, 1793, 1793 Ga. Acts 24.
- 70 Act of 1795, ch. 16, sec.1, 1795 N.C. Acts 79.
- 71 Act of Dec. 17, 1794, 1794 S.C. Acts & Resolutions 34.
- 72 Bush, *supra* note 23 at 423.
- 73 *Id.* at 423-24.
- 74 *State v. Boon*, 1 N.C.103, 108 (1801).
- 75 Bush, *supra* note 23 at 424.
- 76 A.E. Keir Nash, *Fairness and Formalism in the Trials of Blacks in the State Supreme Court of the Old South*, 56 Va. L. Rev. 64, 67 (1970).

- 77 Bush, *supra* note 23 at 424.
- 78 See, e.g., *Smith v. Gould*, 2 *Ld. Raym.* 1274, 1274-75, 92 *Eng. Rep.* 338 (Q.B. 1706).
- 79 Bush, *supra* note 23 at 429.
- 80 *Id.* at 429.
- 81 Jordan, *supra* note 39, at 85.
- 82 Bush, *supra* note 23, at 431.
- 83 *Id.* at 432.
- 84 *Id.* at 442.
- 85 *Id.*
- 86 例えば、前掲菊池5頁。
- 87 Bush, *supra* note 23, at 463-64.
- 88 *Id.* at 440-41.
- 89 *Id.* at 441.
- 90 Jordan, *supra* note 39, at 80-81.
- 91 J. H. Baker, *The Law Merchant and the Common Law before 1700*, 38 *Cambridge L. J.* 295, 309-20 (1979). この17世紀の時期にコモンローが新しい商取引の分野で重要な役割を担うことになってくる過程は、Samuel E. Throne, *Tudor Social Transformation and Legal Change*, 26 *N. Y. U. L. Rev.* 10, 19-21 (1951) が詳しい。
- 92 五十嵐武士・福井憲彦「アメリカとフランスの革命」(世界の歴史第21巻)37頁。
- 93 Gerald L. Neuman, *The Lost Century of American Immigration Law (1776-1875)*, 93 *Colum. L. Rev.* 1833, 1869 (1993).
- 94 奴隷制の法的根拠を国際慣習に求めることについては戦争による捕虜の奴隷化があろう。これは入植者と抗争状態が継続したアメリカインディアンについては該当可能であろうが、植民地における黒人奴隷については奴隷商人による売買がもたらすものであり、戦争捕虜とは無関係なものであり、国際法に奴隷制の根拠を求めることはできないであろう。
- Bushは17世紀のZoucheによる国際法論文などを引用しながら検討を加えるが、ギリシャローマから十字軍の例示はあるものの、新大陸での奴隷について当時の国際法論文では戦争捕虜として扱われておらず、さらに、国際法上の自然法の観点からは奴隷がキリスト教徒だったことを考えれば、根拠とならないと結論づけている。(Bush, *supra* note 23 at 449-52.)
- 95 齊藤真「アメリカとは何か」94頁(1995年)。
- 96 Bush, *supra* note 23 at 425.
- 97 *Id.*
- 98 M. H. Hoeflich, *Symposium: Relationships Among Roman Law, Common Law, and Modern Civil Law*, 66 *Tul. L. Rev.* 1723, 1743 (1992).では、19世紀初頭の段階ではローマ法と大陸法の研究が都市におい

て行われ、影響の程度は不明ながら高度な法文化の統合体を形成していったことが報告されている。

99 前掲小山125頁。

100 *Williams v. Johnson*, 30 *Md.* 500 (1869).

101 イギリス法の選択的継受については、「イギリスのコモンローがすべての点でアメリカの法であるとは考えてはならない。われわれの先祖たちはコモンローの一般原則を持ち込んだが…実情に合致するもののみ採用したのである」と、ストーリー(Story)裁判官が述べている。*Van Ness v. Pacard*, 27 *U.S. (2 Pet)* 137, 144 (1829).